

【消費生活の窓口から】

インターネット通販のトラブルに改めてご注意を！

～「新しい“消費”生活様式」の影響で相談が増加しています～

新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」の実践例に通信販売の利用が示されているなか、インターネット通販のトラブルの割合は増加傾向にあり、2020年5月には全国の相談全体の30%を超えるました。今後も増加が予想されますので、気を付けるべきポイントを確認しましょう。

〈事例1〉高校生の娘がダイエット青汁を定期購入とは認識せずに申し込み、解約しようとしたら

高額な料金を請求された。（40歳代 女性）

〈事例2〉「新しい生活様式」の実践のため、初めてインターネット通販を利用したが、2週間たっても

商品が届かない。（50歳代 女性）

〈事例3〉格安で販売されていた有名ブランドの時計を申し込んだら、写真と異なる偽物が届いた。

（60歳代 男性）

〈事例4〉解約したはずの動画配信サイトから料金を請求されている。（20歳代 男性）

〈事例5〉小学生の息子が祖母のスマートフォンでオンラインゲームに高額課金した。

（40歳代 女性）

【アドバイス】

◆通信販売にはクーリング・オフ制度はありません。

事前に返品・解約の条件や販売事業者の連絡先を確認しましょう。

◆お金や個人情報の搾取等を目的とした詐欺的な通販サイトもあります。

少しでも怪しいと思ったら利用しないようにしましょう。

◆「お試し」のはずが、高額な請求をされたという相談が寄せられています。

注文前に定期購入の契約になつてないか確認しましょう。

◆未成年のインターネットトラブルは、家族など周りの保護者が目を配つて防ぎましょう。

◆不安に思った場合や、トラブルが生じた場合、また「怪しいな？」と思ったら、
すぐに消費生活相談窓口か消費者ホットライン（局番なしの188番）に相談しましょ
う。

※詳しくは、国民生活センターホームページ「新しい“消費”生活様式」の影響で相談増
加！？インターネット通販のトラブルにあらためて注意！」をご覧ください。

※ご相談・お問い合わせ先

中山町消費生活相談窓口（住民税務課 住民G内）☎662-2593